

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年7月6日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.yamagata.jp/020051/sangyo/gijutsu/johotsushin/dokujiriyoujimu.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の規定によるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形県個人番号の利用に関する条例 別表第1 第11項 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の規定によるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	特別支援学校における特別支援教育就学奨励費事務処理の手引 第1 2
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>教育の機会均等の趣旨に則り</u> 、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する <u>児童又は生徒について行う必要な援助</u> を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。	小学校及び中学校においては教育基本法第4条第2項の定めによる授業料の不徴収並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第3条に基づく教科用図書の無償措置がなされ、特別支援学校の小学部及び中学部についても同様の措置がなされています。 しかし、心身に故障を持つ幼児・児童・生徒(以下「児童等」という。)の保護者等については就学に伴う経済的負担は、健常児を持つ保護者等に比較しより大きな負担となっています。 このことから、 <u>教育の機会均等の主旨に則り</u> 、保護者等の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図る目的で、 <u>保護者等に対し、就学に必要な幾つかの経費を援助すること</u> としています。 国及び都道府県の行う就学に必要な幾つかの援助を「就学奨励」と言い、その経費を「就学奨励費」と呼んでいます。
⑦独自利用事務の関連規範		特別支援学校における特別支援教育就学奨励費事務処理の手引